

別記様式第1号(第四関係)

ほうきぢちくかつせいかけいかく
法貴寺地区活性化計画

奈良県・奈良県田原本町

平成20年2月

1. 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	法貴寺地区活性化計画		市町村名	田原本町	地区名	法貴寺地区	計画期間	平成20年度～平成22年度
都道府県名	奈良県							

目標：本地区では農業従事者の高齢化・農業後継者不足が深刻な問題となっている。このため農業基盤の整備を行い利便性の向上を図り高齢農業従事者の作業労力の軽減を行い、兼業農家の離農を防ぎ定住人口減少の緩和を図る。具体的には現在機能低下を起こしている農業用排水施設(深井戸)の更新整備を行い、過去3年間の人口減少39人(5.2%)に対し計画期間完了後(3年後)の人口減少を23人(3.0%)以下を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要：

田原本町は大和平野の中央、東経135度45分54秒～135度49分44秒、北緯34度31分34秒～34度35分12秒に位置し、南北に6.7km、東西に5.9km、面積21.1km²の地形を有しており、北は天理市・三宅町・川西町、東は天理市・桜井市、南は橿原市、西は広陵町に接している。町域はほぼ平坦な地形であり、北に向かって緩やかに傾斜しており、大和川(初瀬川)・寺川・明日香川・曾我川の4本の一級河川が北流し、全体が古代条里制の地形をそのまま残している。内陸盆地特有の気候を有しており、夏は暑く冬は床冷えするが平均気温は15.2度と比較的温暖である。年間雨量は1300mm前後と比較的少ない。地区の農業従事者の高齢化が進行し、担い手不足と後継者の育成が課題となっている。農産物は水稲を中心とした他、野菜や花卉施設園芸を取り入れ近代的な農業を目指している。特産品としてはほうれんそう・なす・いちごなどが上げられる。

現状と課題：

本地区は田原本町の北西部に位置しており、水稲を中心に野菜(ほうれんそう)の生産も盛んに行われている。京奈和自動車道の完成後には既設の幹線道路が接続されることから沿線立地と交通網の利便性向上を活かした都市近郊型農業を目指しているが農業従事者の高齢化や担い手不足問題をかかえている地域である。また、早期より農業基盤整備に取り組んだ地区であることから農業用排水施設等については老朽化が進み、更新の必要がある。

今後の展開方向等

本地区は田原本町内においても農業が盛んな地域である。しかしながら農業者の高齢化による労働力の低下及び後継者不足は地区にとって深刻な問題であり担い手不足は明らかである。こうした中、地区と行政が一体となって高齢者や女性、若い担い手等が安心して農業に従事できる農業基盤を整備し労働力の軽減を図っていくことは必要不可欠な要素である。従って農業基盤整備を促進し労働力の軽減化及び利便性の向上を図ることは兼業農家の離農を防止し、また高齢者や女性、若い担い手等が安心して農業に従事でき、強いては定住人口の減少化を鈍化させ若年層の定住化が図られるなど地域の活性化に寄与する。

2. 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号 イ・ロ・ハ・ニの別	備考
田原本町	法貴寺	基盤整備(農業用排水施設)	田原本町	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

3. 活性化計画の区域

法貴寺地区(奈良県田原本町)	区域面積	132.4 ha	
----------------	------	----------	--

区域設定の考え方

①法第3条第1号関係:

当該区域の総面積132.4haのうち農用地は110.2haで約83%であり、地区のほとんどを占めている。

②法第3条第2号関係:

本地域は積極的に農業を展開している地域であるが、兼業農家が多く農業従事者の高齢化や担い手不足が顕著な地域である。過去の人口の推移を見ると人口は減少(平成17:755人→H19:716人 5.2%減)しており、今後も減少傾向が見込まれる。本地域は農業集落であることから、農業基盤整備により営農活動の利便性の向上を図ることで離農を防止し若年層の定住化促進が図られ地域の活性化につながることから農業基盤整備を行うことは必要不可欠な地域であるといえる。

③法第3条第3号関係:

農振農用地区域であり区域内において市街地を形成する区域を含んでいない。

4. 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ・ロ・ハ)

土地の所在	地番	地目		地籍(m2)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第1号イ・ロの別	種別	

(2) 市民農園の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4項ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期(農林水産省令第2条第4項ニ)

--

